

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年4月3日
【四半期会計期間】	第51期第2四半期（自 平成26年12月1日 至 平成27年2月28日）
【会社名】	株式会社 U S E N
【英訳名】	U S E N C O R P O R A T I O N
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田村 公正
【本店の所在の場所】	東京都港区北青山三丁目1番2号
【電話番号】	03-6823-7015
【事務連絡者氏名】	取締役副社長執行役員C F O 馬淵 将平
【最寄りの連絡場所】	東京都港区北青山三丁目1番2号
【電話番号】	03-6823-7015
【事務連絡者氏名】	取締役副社長執行役員C F O 馬淵 将平
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第50期 第2四半期連結 累計期間	第51期 第2四半期連結 累計期間	第50期
会計期間	自 平成25年9月1日 至 平成26年2月28日	自 平成26年9月1日 至 平成27年2月28日	自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日
売上高 (百万円)	34,499	34,625	69,271
経常利益 (百万円)	4,805	4,899	8,348
四半期(当期)純利益 (百万円)	4,059	4,029	6,717
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	4,033	4,068	6,689
純資産額 (百万円)	17,673	23,414	19,434
総資産額 (百万円)	64,930	65,403	67,336
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	18.90	18.59	31.78
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	18.90	18.59	31.78
自己資本比率 (%)	27.2	35.8	28.9
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	5,776	6,191	16,206
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	2,970	2,546	5,664
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	3,881	3,683	8,683
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高 (百万円)	6,500	9,397	9,435

回次	第50期 第2四半期連結 会計期間	第51期 第2四半期連結 会計期間
会計期間	自 平成25年12月1日 至 平成26年2月28日	自 平成26年12月1日 至 平成27年2月28日
1株当たり四半期純利益 (円)	9.61	9.53

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生又は前連結会計年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

（1）経営成績の分析

当第2四半期連結累計期間（自平成26年9月1日至平成27年2月28日）における我が国の経済は、企業収益が大きく改善し、また雇用情勢も順調に推移しました。円安を背景に訪日外国人も大きく増加し、それらが日本経済に与える影響は少なくない反面、輸入原材料費の高騰、諸物価上昇によって個人消費は相変わらず低迷しており、更に人手不足が企業業績に与える影響は不透明な状況にあります。

このような状況の中、当社グループは更なる成長のために、幅広いサービスによって顧客の悩みをワンストップで解決する業務店マーケットのベストパートナーとしての地位確立を目指して、引き続き既存事業の強化並びに新規事業及びサービスの創出に積極的に取り組んでまいりました。またグループ全体で人材育成、人員採用の強化にも積極的に注力しております。

この結果、当第2四半期連結累計期間の業績は、売上高34,625百万円（前年同四半期比0.4%増）、営業利益5,195百万円（前年同四半期比0.5%減）、経常利益4,899百万円（前年同四半期比2.0%増）、また四半期純利益につきましては4,029百万円（前年同四半期比0.7%減）となりました。

当社グループの各セグメント別の売上高（セグメント間の内部売上高又は振替高を含む。）及び営業利益は以下のとおりであります。

<音楽配信事業>

音楽配信事業は、当社グループの事業の主軸であり、今後においても、その安定的な収益基盤の維持及び強化を図っていく必要があると認識しております。このため、業務店向け・個人向け市場において顧客との取引の維持拡大、新規顧客の獲得並びにブランド力の改善に取り組んでまいりました。

特に業務店・チェーン店向けには、店舗及び商業施設向けサービスのラインナップの充実を企図し、音楽放送サービスを中心に開業支援や事業環境の構築から販売促進支援までトータルのソリューション提供やサポートをご提案してまいりました。

また、2014年6月に労働安全衛生法が改正され、今後従業員50名以上の事業所にはストレスチェックや医師による面談等が義務付けられたことから、新たにメンタルヘルスケア対策支援としてASPサービス「こころの保健室」を2015年2月から販売を開始いたしました。既存サービスであるメンタルバランス・ミュージック「Sound Design for OFFICE」と併せて、今後更に企業のメンタルヘルスケア対策の支援、サービス効能の周知及びサービス導入促進に努めてまいります。

更に、個人のお客様には、既存商材に加え、音楽視聴スタイルの変化に対応し1000ch以上を有するスマートフォン用定額音楽配信サービス「スマホでU S E N」の拡販プロモーションを強化してまいりました。

その結果、音楽配信事業の当第2四半期連結累計期間の業績は、売上高20,165百万円（前年同四半期比0.7%増）、営業利益は4,528百万円（前年同四半期比1.5%減）となりました。

< 業務用システム事業 >

ホテル・病院・ゴルフ場等の業務管理システム及び自動精算機の開発・製造・販売等の業務用システム事業は、(株)アルメックス（連結子会社）が行っております。

当該事業においては、昨年の消費税率引上げによる駆け込み特需後の反動の影響は残るものの、金融緩和による資金需給の改善による設備投資需要の増加や、医療機関を取り巻く環境変化に伴うオペレーション合理化ニーズの拡大並びに2020年東京オリンピックに向けて益々増加が予想される訪日外国人対応に伴うITソリューションの導入ニーズが高まっており、ホテルや病院等においては引き続き新規機器の導入や既存器材の入替の潜在的ニーズが高いことから、新商品の市場投入やきめ細かい営業による顧客ニーズの捕捉に注力してまいりました。特に、導入後のメンテナンスや、顧客ニーズにマッチした機器運用をサポートするためにカスタマイズにも注力しており、効率的で安定したサービスの提供を目指すとともに顧客との信頼関係を築いてまいりました。

また、ホテル・病院・ゴルフ場及び外食店舗向け既存商材のリニューアル及び次機種の開発にも取り組むとともに、品質改善及び開発・技術力の底上げに向けて構造改革に着手しております。それに加え、成長戦略の一つとして、昨年末マレーシアに現地法人「ALMEX SYSTEM TECHNOLOGY ASIA SDN.BHD.」を設立し、2015年3月より東南アジアでの事業展開の準備を開始致しました。

その結果、業務用システム事業の当第2四半期連結累計期間の業績は、売上高7,770百万円（前年同四半期比2.8%減）、営業利益は966百万円（前年同四半期比1.8%増）となりました。

< I C T 事業 >

I C T 事業は、中小の法人企業向けに回線販売事業やアプリケーションサービス事業を行っております。

当該事業は、当社の顧客基盤の1つであるオフィスに特化し、特に中小オフィスを中心に顧客ニーズにマッチした環境改善を提案するとともに、オフィスのI C T インフラ構築をワンストップサービスで提供可能な体制作りに取り組んでおります。

回線販売のみならずモバイルサービス、セキュリティサービス、クラウドサービスやデータセンターサービスと幅広いI C T 商材を取り揃えるとともに、顧客ニーズに応えるサービスラインナップの拡充に絶えず取り組んでおり、2015年1月には、サーバレスでの運用管理を実現したクラウドサービス「エフセキュア アンチウィルス」の取り扱いを開始いたしました。

その結果、I C T 事業の当第2四半期連結累計期間の業績は、売上高4,903百万円（前年同四半期比1.1%増）、営業利益は371百万円（前年同四半期比1.0%減）となりました。

< その他事業 >

その他事業として、業務店顧客の集客を支援する集客支援事業や音楽著作権の管理、開発事業等を行っております。

集客支援事業では、飲食店向け集客支援サービス「ヒトサラ」を展開しております。

「ヒトサラ」は、料理人（ヒト）と料理（サラ）にフォーカスしたグルメレストラン情報サイトで、お店の本質的な魅力をユーザーに訴求できるなど、他の情報サイトと差別化したサイトを運営しており、2014年12月には掲載する料理人情報が全国で6,000人を超えております。また、同サイト内において、「ヒトサラ」上の全コンテンツの中から訪日外国人の方々に喜んで頂けるお店を厳選し、飲食店情報を英語表記で紹介するグルメサイト「SAVOR JAPAN」（セイバージャパン）を2015年2月にリリースし、訪日外国人の方々の利便性の向上と併せてお店への集客支援にも寄与しております。

音楽著作権の管理、開発事業は(株)ユーズミュージック（連結子会社）が行っております。当該事業においては、音楽配信事業のより一層の発展に向け、楽曲プロモーション媒体を的確に提案・提供することで、レコードメーカー顧客との関係強化に取り組んでまいりました。

その結果、その他事業の当第2四半期連結累計期間の業績は、売上高1,968百万円（前年同四半期比17.0%増）、営業損失は142百万円（前年同四半期は180百万円の営業損失）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第2四半期連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末に比べ1,932百万円減少し、65,403百万円（前連結会計年度末比2.9%減）となりました。

（資産）

資産に関しましては、原材料及び貯蔵品が192百万円増加したこと、建物及び構築物が936百万円減少したこと等により、前連結会計年度末に比べ1,932百万円減少し、65,403百万円(前連結会計年度末比2.9%減)となりました。

（負債）

負債に関しましては、長期借入金が3,520百万円減少したこと等により、前連結会計年度末に比べ5,912百万円減少し、41,989百万円(前連結会計年度末比12.3%減)となりました。

（純資産）

純資産に関しましては、四半期純利益を4,029百万円計上したこと等により、前連結会計年度末に比べ3,980百万円増加し、23,414百万円(前連結会計年度末比20.5%増)となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間における連結ベースの現金及び現金同等物（以下、「資金」という）は、前連結会計年度末に比べ38百万円減少の9,397百万円となりました。当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期連結累計期間の営業活動による資金の収入は6,191百万円（前年同四半期比7.2%増）となりました。その主な要因は、税金等調整前四半期純利益を4,551百万円、減価償却費及びのれん償却額を3,546百万円計上したこと等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期連結累計期間の投資活動による資金の支出は2,546百万円（前年同四半期比14.3%減）となりました。その主な要因は、有形固定資産の取得により資金が1,809百万円減少したこと、有形固定資産の除却により資金が470百万円減少したこと等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期連結累計期間の財務活動による資金の支出は3,683百万円（前年同四半期比5.1%減）となりました。その主な要因は、長期借入金の返済により資金が3,520百万円減少したこと等によるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	542,495,988
第2種優先株式	50
計	542,496,038

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成27年2月28日)	提出日現在発行数 (株) (平成27年4月3日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	207,148,891	207,148,891	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数100株
第2種優先株式	50	50	非上場	(注)
計	207,148,941	207,148,941	—	—

(注) 第2種優先株式の内容は、次のとおりであります。

1. 剰余金の配当

当社は、剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第2種優先株式を有する株主(以下、「優先株主」という。)又は第2種優先株式の登録株式質権者(以下、「優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下、「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下、「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、法令の定める範囲内において、第2種優先株式1株につき、以下の(1)に定める額(以下、「優先配当金」という。)の剰余金の配当を行う。ただし、当該剰余金の配当に係る基準日が属する事業年度と同一の事業年度に属する日を基準日として、当社が当該剰余金の配当に先立ち優先株主又は優先登録株式質権者に対して剰余金の配当(以下の(2)に定める累積未払配当金に係る剰余金の配当を除く。)を行ったときは、かかる剰余金の配当の合計額を控除した額の剰余金の配当を行う。また、当該剰余金の配当に係る基準日から当該剰余金の配当が行われるまでの間に、当社が第2種優先株式を取得した場合には、当該第2種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しないものとする。

(1)優先配当金の額

各事業年度毎に、当該事業年度に属する日を基準日とする優先配当金の額は、第2種優先株式1株につき、第2種優先株式1株あたり1億円に5.0%を乗じて算出した額(1円未満を四捨五入する。)とする。ただし、平成26年8月31日に終了する事業年度に属する日を基準日とする優先配当金の額は、第2種優先株式1株につき、第2種優先株式1株あたり1億円に5.0%を乗じて算出した額に、平成26年3月28日(同日を含む。)から平成26年8月31日(同日を含む。)までの日数を乗じ、365で除して算出した額(1円未満を四捨五入する。)とする。

(2)累積条項

ある事業年度に属する日を基準日として、優先株主又は優先登録株式質権者に対して支払う1株あたりの剰余金の配当(以下に定める累積未払配当金に係る剰余金の配当を除く。)の額の合計額が当該事業年度に係る優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積し、当社は、累積した不足額(以下、「累積未払配当金」という。)についての剰余金の配当を、優先配当金及び普通株主又は普通登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立ち、法令の定める範囲内において、優先株主又は優先登録株式質権者に対して行う。

(3)非参加条項

当社は、優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、優先配当金及び累積未払配当金の合計額を超えて剰余金の配当を行わない。

2. 残余財産の分配

- (1) 当社は、残余財産を分配するときは、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第2種優先株式1株あたり、優先株式取得価額（6. 金銭を対価とする取得請求権の(1)に定める。以下同じ。）に相当する額の残余財産の分配を行う。なお、残余財産の分配の場合は、優先株式取得価額の計算における「取得請求権を行使した日」を「残余財産の分配が行われる日」と読み替えて、優先株式取得価額を計算する。
- (2) 優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、(1)に定めるほか残余財産の分配を行わない。

3. 議決権

優先株主は、全ての事項について、株主総会において議決権を有しない。

4. 種類株主総会の決議

当社が、以下の(1)から(3)に掲げる行為をする場合においては、優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要する。

- (1) 株式又は新株予約権の有利発行を行う場合。
- (2) 会社法第322条第1項各号に掲げる行為を行う場合。
- (3) 会社法第467条第1項第1号及び第2号に規定する事業の全部若しくは重要な一部の譲渡又は重要な資産の譲渡を行う場合において、優先株主に損害を及ぼすおそれがあるとき。

5. 株式の併合又は分割、募集株式の割当等

当社は、第2種優先株式について株式の分割又は併合を行わない。当社は、優先株主には募集株式の割当を受ける権利又は募集新株予約権の割当を受ける権利を与えず、また、株式無償割当又は新株予約権無償割当は行わない。

6. 金銭を対価とする取得請求権

優先株主は、平成26年3月28日以降いつでも、法令の定める範囲内において、当社に対し、金銭の交付と引換えに、第2種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし（以下、「取得請求権」という。）、この場合、当社は、かかる第2種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに、当該優先株主又は優先登録株式質権者に対して以下の(1)に定める額の金銭を交付する。ただし、会社法第461条第2項所定の分配可能額を超えて優先株主から取得請求権の行使があった場合、当社が取得すべき第2種優先株式は当該取得請求権の行使に係る第2種優先株式の数に応じて比例按分の方法により決定する。

- (1) 第2種優先株式1株の取得と引換えに交付すべき金銭の額（以下、「優先株式取得価額」という。）は、次の算式に従って算出される額とする。

$$\text{優先株式取得価額} = \text{基本取得価額（以下の(2)に定める。）} - \text{控除価額（以下の(3)に定める。）}$$

(2) 基本取得価額

- (1)における「基本取得価額」とは、次の算式に従って算出される額とする。

$$\text{基本取得価額} = \frac{\text{第2種優先株式1株あたり1億円}}{\times 1.08^{\frac{p+(p'/365)}{1.145}} \times 1.145^{\frac{q+(q'/365)}{1.145}}}$$

当初期間に属する日の日数（両端）を「p年とp'日」とする。また、取得遅滞期間に属する日の日数（両端）を「q年とq'日」とする。

「当初期間」とは、払込期日（同日を含む。）から当初期間終了日又は取得請求権を行使した日のいずれか早く到来する日（同日を含む。）までの期間をいう。

「当初期間終了日」とは、取得請求権を行使した日よりも前の日において、優先株主が取得請求権を行使する旨の意思表示を行ったにもかかわらず、当該取得請求権行使の意思表示の日における発行会社の会社法第461条第2項所定の分配可能額の不足により、当該取得請求権の行使が無効となり、第2種優先株式が取得されなかった場合における当該取得請求権行使の意思表示が行われた日のうち最初の日をいう。

「取得遅滞期間」とは、当初期間終了日が存在する場合における、当初期間終了日の翌日（同日を含む。）から取得請求権を行使した日（同日を含む。）までの期間をいう。

(3) 控除価額

(1) における「控除価額」とは、次の算式に従って算出される額とする。

$$\text{控除価額} = \frac{1 \text{ 株あたりの支払済優先配当金}}{\frac{x + (x' / 365)}{\times 1.08} \times \frac{y + (y' / 365)}{\times 1.145}}$$

支払後当初期間に属する日の日数（両端）を「x年とx'日」とする。また、支払後取得遅滞期間に属する日の日数（両端）を「y年とy'日」とする。

「支払済優先配当金」とは、優先株主又は優先登録株式質権者に対して支払われた優先配当金（累積未払配当金を含む。）をいう。

「支払後当初期間」とは、優先配当金（累積未払配当金を含む。）が支払われた日（以下、「支払日」という。）（同日を含む。）から取得請求権を行使した日（同日を含む。）までの期間をいう。ただし、当初期間終了日が存在する場合において、支払日が当初期間終了日より前であるときは、支払日（同日を含む。）から当初期間終了日（同日を含む。）までの期間をいい、支払日が当初期間終了日以後であるときは、支払後当初期間は存在しないものとする。

「支払後取得遅滞期間」とは、当初期間終了日が存在する場合における、当初期間終了日又は支払日のいずれか遅い日の翌日（同日を含む。）から取得請求権を行使した日（同日を含む。）までの期間をいう。

なお、優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、支払済優先配当金のそれぞれにつき上記計算式により計算された値を合計したものを控除価額とする。

7. 金銭を対価とする取得条項

当社は、平成26年3月28日の2年後の応当日の翌日以降いつでも、当社が別に定める日（以下、「取得日」という。）の到来をもって、法令の定める範囲内において、第2種優先株式の全部又は一部を取得することができるものとし、当社は、第2種優先株式の全部又は一部を取得すると引換えに、優先株主又は優先登録株式質権者に対して以下の(1)に定める額の金銭を交付する。なお、第2種優先株式の一部を取得するときは、比例按分の方法による。

(1) 第2種優先株式1株の取得と引換えに交付すべき金銭の額

第2種優先株式1株の取得と引換えに交付すべき金銭の額は、6. 金銭を対価とする取得請求権の(1)に定める優先株式取得価額と同額とする。ただし、「取得請求権を行使した日」を「取得日」と読み替えて、優先株式取得価額を計算する。

8. 単元株式数

当社の第2種優先株式の単元株式数は1株とする。

9. 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

10. 議決権を有しないこととしている理由

資本増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したためであります。

11. 株式の種類ごとに異なる数の単元株式数を定めている理由

全国証券取引所が公表した平成19年11月27日付「売買単位の集約に向けた行動計画」及び平成24年1月19日付「売買単位の100株と1,000株への移行期限の決定について」の趣旨を鑑み、普通株式の単元株式数を100株としておりますが、第2種優先株式を有する株主は株主総会において議決権を有しないため、その単元株式数を普通株式の単元株式数とは異なる1株としております。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成26年12月1日～ 平成27年2月28日	— —	普通株式 207,148,891 第2種優先株式 50	—	6,000	—	2,500

(6) 【大株主の状況】

所有株式数別

平成27年2月28日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
宇野 康秀	東京都港区	63,400,502	30.61
(株)光通信	東京都豊島区西池袋一丁目4番10号	36,346,860	17.55
ジーエス・ティーケー・ホールディングス・ツー合同会社	東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー46階	24,509,810	11.83
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	3,782,600	1.83
U S E N従業員持株会	東京都港区北青山三丁目1番2号	2,635,210	1.27
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	2,619,700	1.26
ピーエヌワイエムエスエーエヌブイピー エヌワイエムクライアントアカウントエ ムピーシーエスジャパン(常任代理人 (株)三菱東京UFJ銀行)	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号 決済事業部	1,828,490	0.88
ステートストリートバンクアンドトラ ストカンパニー(常任代理人 (株)みずほ銀 行決済営業部)	東京都中央区月島四丁目16番13号	1,570,856	0.76
資産管理サービス信託銀行(株)(証券投資 信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号 晴海トリトンスクエアタワーZ	1,360,100	0.66
ゴールドマンサックスインターナシヨナ ル(常任代理人 ゴールドマン・サック ス証券(株))	東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー	1,304,720	0.63
計	—	139,358,848	67.27

所有議決権数別

平成27年2月28日現在

氏名又は名称	住所	議決権の数 (個)	総株主の議決権に 対する所有議決権 数の割合(%)
宇野 康秀	東京都港区	634,005	31.00
㈱光通信	東京都豊島区西池袋一丁目4番10号	363,468	17.77
ジーエス・ティーケー・ホールディング ス・ツー合同会社	東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー46階	245,098	11.99
日本トラスティ・サービス信託銀行㈱ (信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	37,826	1.85
U S E N従業員持株会	東京都港区北青山三丁目1番2号	26,352	1.29
日本マスタートラスト信託銀行㈱(信託 口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	26,197	1.28
ビーエヌワイエムエスエーエヌバイビー エヌワイエムクライアントアカウントエ ムビーシーエスジャパン(常任代理人 ㈱三菱東京U F J銀行)	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号 決済事業部	18,284	0.89
ステートストリートバンクアンドトラ ストカンパニー(常任代理人 ㈱みずほ銀行 決済営業部)	東京都中央区月島四丁目16番13号	15,708	0.77
資産管理サービス信託銀行㈱(証券投資 信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号 晴海トリトンスクエアタワー2	13,601	0.67
ゴールドマンサックスインターナショ ナル(常任代理人 ゴールドマン・サッ クス証券㈱)	東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー	13,047	0.64
計	—	1,393,586	68.15

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成27年 2 月28日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	第 2 種優先株式 50	-	「 1 (1) 発行済株式」の「内容」の記載を参照
議決権制限株式 (自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式 (その他)	-	-	-
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 1,089,400	-	-
完全議決権株式 (その他)	普通株式 204,484,800	2,044,848	(注) 1
単元未満株式	普通株式 1,574,691	-	(注) 2
発行済株式総数	207,148,941	-	-
総株主の議決権	-	2,044,848	-

(注) 1 . 「完全議決権株式 (その他) 」欄の普通株式には、(株)証券保管振替機構名義の株式が14,000株 (議決権の数は140個) 含まれております。

2 . 「単元未満株式」の普通株式には、(株)証券保管振替機構名義の株式49株及び自己株式20株が含まれております。

【自己株式等】

平成27年 2 月28日現在

所有者の名称 又は氏名	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
(株)U S E N	東京都港区北青山 三丁目 1 番 2 号	1,089,400	-	1,089,400	0.53
計	-	1,089,400	-	1,089,400	0.53

(注) 「自己名義所有株式数」及び「所有株式数合計」の欄に含まれない単元未満株式が20株あります。なお、当該株式は上表 の「単元未満株式」の欄に含まれております。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間において、役員の異動はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成26年12月1日から平成27年2月28日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成26年9月1日から平成27年2月28日まで）に係る四半期連結財務諸表について、三優監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (平成26年8月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成27年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	9,435	9,397
受取手形及び売掛金	5,164	5,265
商品及び製品	712	642
仕掛品	283	274
原材料及び貯蔵品	1,296	1,488
その他	4,081	3,482
貸倒引当金	284	275
流動資産合計	20,689	20,276
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	15,365	14,429
土地	21,229	21,229
その他(純額)	4,302	4,205
有形固定資産合計	40,897	39,864
無形固定資産		
のれん	2,365	1,701
その他	1,783	1,819
無形固定資産合計	4,148	3,520
投資その他の資産		
その他	6,687	6,827
貸倒引当金	5,087	5,085
投資その他の資産合計	1,600	1,742
固定資産合計	46,646	45,127
資産合計	67,336	65,403
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	6,209	5,650
1年内返済予定の長期借入金	5,040	5,040
その他の引当金	789	765
その他	11,516	10,037
流動負債合計	23,555	21,493
固定負債		
長期借入金	19,960	16,440
退職給付に係る負債	2,997	2,874
その他の引当金	366	312
その他	1,022	868
固定負債合計	24,346	20,495
負債合計	47,902	41,989

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年 8 月31日)	当第 2 四半期連結会計期間 (平成27年 2 月28日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	6,000	6,000
資本剰余金	10,621	10,621
利益剰余金	3,652	7,595
自己株式	535	537
株主資本合計	19,738	23,679
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1	31
退職給付に係る調整累計額	305	296
その他の包括利益累計額合計	304	265
純資産合計	19,434	23,414
負債純資産合計	67,336	65,403

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第 2 四半期連結累計期間】

(単位 : 百万円)

	前第 2 四半期連結累計期間 (自 平成25年 9 月 1 日 至 平成26年 2 月28日)	当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成26年 9 月 1 日 至 平成27年 2 月28日)
売上高	34,499	34,625
売上原価	14,963	14,826
売上総利益	19,536	19,799
販売費及び一般管理費	14,313	14,604
営業利益	5,222	5,195
営業外収益		
産業廃棄物処理代	24	21
その他	56	72
営業外収益合計	81	94
営業外費用		
支払利息	418	323
その他	80	65
営業外費用合計	498	389
経常利益	4,805	4,899
特別利益		
固定資産売却益	2	2
投資有価証券売却益	183	-
その他	16	-
特別利益合計	202	2
特別損失		
固定資産除却損	375	347
その他	30	2
特別損失合計	406	350
税金等調整前四半期純利益	4,601	4,551
法人税、住民税及び事業税	529	526
法人税等調整額	12	3
法人税等合計	542	522
少数株主損益調整前四半期純利益	4,059	4,029
四半期純利益	4,059	4,029

【四半期連結包括利益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位:百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成25年9月1日 至 平成26年2月28日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成26年9月1日 至 平成27年2月28日)
少数株主損益調整前四半期純利益	4,059	4,029
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	25	29
退職給付に係る調整額	-	9
その他の包括利益合計	25	39
四半期包括利益	4,033	4,068
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	4,033	4,068
少数株主に係る四半期包括利益	-	-

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第 2 四半期連結累計期間 (自 平成25年 9 月 1 日 至 平成26年 2 月28日)	当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成26年 9 月 1 日 至 平成27年 2 月28日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	4,601	4,551
減価償却費	2,809	2,882
のれん償却額	664	663
貸倒引当金の増減額 (は減少)	3	11
退職給付引当金の増減額 (は減少)	88	-
退職給付に係る負債の増減額 (は減少)	-	81
支払利息	418	323
投資有価証券売却損益 (は益)	183	-
固定資産売却損益 (は益)	2	2
固定資産除却損	375	347
売上債権の増減額 (は増加)	158	101
仕入債務の増減額 (は減少)	146	708
前受金の増減額 (は減少)	876	911
たな卸資産の増減額 (は増加)	564	113
その他	689	469
小計	6,766	7,307
利息及び配当金の受取額	3	3
利息の支払額	415	320
法人税等の支払額	577	799
営業活動によるキャッシュ・フロー	5,776	6,191
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	2,418	1,809
有形固定資産の売却による収入	5	5
有形固定資産の除却による支出	470	470
投資有価証券の売却による収入	286	-
その他	374	272
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,970	2,546
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	3,841	3,520
セール・アンド・リースバックによる収入	97	67
配当金の支払額	-	107
その他	138	123
財務活動によるキャッシュ・フロー	3,881	3,683
現金及び現金同等物の増減額 (は減少)	1,076	38
現金及び現金同等物の期首残高	7,576	9,435
現金及び現金同等物の四半期末残高	6,500	9,397

【注記事項】

(会計方針の変更)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。) 及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。) を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて第1 四半期連結会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当第2 四半期連結累計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当第2 四半期連結累計期間の期首の退職給付に係る負債が42百万円減少し、利益剰余金が21百万円増加しております。また、当第2 四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益への影響は軽微であります。

(四半期連結貸借対照表関係)

期末日満期手形

期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、当四半期連結会計期間の末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が四半期連結会計期間末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (平成26年8月31日)	当第2 四半期連結会計期間 (平成27年2月28日)
受取手形	36百万円	21百万円
支払手形	23	33

(四半期連結損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前第2 四半期連結累計期間 (自 平成25年9月1日 至 平成26年2月28日)	当第2 四半期連結累計期間 (自 平成26年9月1日 至 平成27年2月28日)
給与手当	6,474百万円	6,611百万円
賞与引当金繰入額	498	527
退職給付費用	122	128

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前第2 四半期連結累計期間 (自 平成25年9月1日 至 平成26年2月28日)	当第2 四半期連結累計期間 (自 平成26年9月1日 至 平成27年2月28日)
現金及び預金勘定	6,505百万円	9,397百万円
拘束性預金	5	-
現金及び現金同等物	6,500	9,397

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自 平成25年9月1日 至 平成26年2月28日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第2四半期連結累計期間(自 平成26年9月1日 至 平成27年2月28日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年11月27日 定時株主総会	第2種優先株式	107	2,150,685	平成26年8月31日	平成26年11月28日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年3月31日 取締役会	第2種優先株式	123	2,479,452	平成27年2月28日	平成27年5月29日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自 平成25年9月1日 至 平成26年2月28日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位: 百万円)

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 3
	音楽配信事業	業務用 システム事業	I C T 事業	計				
売上高								
外部顧客への 売上高	19,991	7,991	4,849	32,832	1,666	34,499	-	34,499
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	31	3	0	35	15	51	51	-
計	20,023	7,995	4,850	32,868	1,681	34,550	51	34,499
セグメント利益 又は損失()	4,599	949	375	5,925	180	5,744	522	5,222

(注) 1. 「その他」区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、既存業務店顧客の集客を支援する集客支援事業や音楽著作権の管理、開発事業等を含んでおります。

2. セグメント利益の調整額 522百万円は、セグメント間取引消去等であります。

3. セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第2四半期連結累計期間(自 平成26年9月1日 至 平成27年2月28日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位: 百万円)

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 3
	音楽配信事業	業務用 システム事業	I C T 事業	計				
売上高								
外部顧客への 売上高	20,133	7,637	4,902	32,673	1,952	34,625	-	34,625
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	32	133	0	166	16	182	182	-
計	20,165	7,770	4,903	32,839	1,968	34,807	182	34,625
セグメント利益 又は損失()	4,528	966	371	5,866	142	5,723	528	5,195

(注) 1. 「その他」区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、既存業務店顧客の集客を支援する集客支援事業や音楽著作権の管理、開発事業等を含んでおります。

2. セグメント利益の調整額 528百万円は、セグメント間取引消去等であります。

3. セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益及び算定上の基礎、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第 2 四半期連結累計期間 (自 平成25年 9 月 1 日 至 平成26年 2 月28日)	当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成26年 9 月 1 日 至 平成27年 2 月28日)
(1) 1 株当たり四半期純利益	18円90銭	18円59銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益 (百万円)	4,059	4,029
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	164	198
(うち優先配当金 (百万円))	(164)	(123)
(うち優先株式に係る償還差額 (百万円))	-	(74)
普通株式に係る四半期純利益 (百万円)	3,894	3,830
普通株式の期中平均株式数 (千株)	206,078	206,062
(2) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益	18円90銭	18円59銭
(算定上の基礎)		
普通株式増加数 (千株)	13	21
(うち新株予約権 (千株))	(13)	(21)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

平成27年3月31日開催の取締役会において、平成27年2月28日現在の株主名簿に記載された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

- (イ) 配当金の総額・・・・・・・・・・第2種優先株式 123百万円
- (ロ) 1株当たりの金額・・・・・・・・・・2,479,452円
- (ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日・・・平成27年5月29日

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年4月3日

株式会社U S E N
取締役会 御中

三優監査法人

代 表 社 員 公認会計士 杉 田 純 印
業務執行社員

代 表 社 員 公認会計士 増 田 涼 恵 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社U S E Nの平成26年9月1日から平成27年8月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成26年12月1日から平成27年2月28日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成26年9月1日から平成27年2月28日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社U S E N及び連結子会社の平成27年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。